

委 託 仕 様 書

《委 託 名》

京都市立芸術大学機械警備業務委託

《契約期間》

令和4年4月1日 ～ 令和5年9月30日

公立大学法人京都市立芸術大学

第1 [警備対象施設]

1 京都市立芸術大学

(1)施設住所 〒610-1197 京都市西京区大枝沓掛町1 3 番地の6

(2)警備範囲 別紙図面の建物とする。

2 旧京都市立音楽高校

(1)施設住所 〒610-1197 京都市西京区大枝沓掛町1 4 番地の2 6

第2 [目的]

上記警備対象施設における盗難，火災の防止，不法不良行為の警戒により，公立大学法人京都市立芸術大学（以下，「甲」という。）の財産の保全にあたる。

第3 [任務]

本業務の受託者（以下，「乙」という。）は，以下の任務を果たすため，機械警報装置を使用した機械警備により，集中監視を行い，必要な情報を受信した場合は，緊急要員による対処及び関係機関，施設管理者及び日常警備業務受託者への通報を行う。

- 1 不法侵入者の発見，阻止及びその報告
- 2 不法不良行為の発見，阻止及びその報告
- 3 火災の防止，早期発見並びに初期消火及び消防署への通報並びにその報告

第4 [報告]

乙は，毎日の施設毎の機械警備の起動時間と解除時間及び異常感知の状況について記録し，月末にその月の報告書を甲に提出すること。

第5 [警備時間]

機械警報装置の起動時から解除時とする。なお，火災報知機による監視業務は24時間とする。

第6 [警備に使用する電話回線]

乙の負担により設置する専用の一般回線を使用すること。

第7 [警報機の設置場所]

センサーの数は概ね以下の通りとするが，機械警備装置の具体的な設置場所については，甲乙協議のうえ決定することとする。なお，機械警備装置の起動及び解除は大学正門警備室内にて操作できなければならない。

1 京都市立芸術大学

中央棟（地階 1 階～ 4 階）

熱線センサー 23, シャッターセンサー 1, マグネットセンサー 8

大学会館（1 階, 2 階）

熱線センサー 19, マグネット式ドアセンサー 2

音楽棟（1 階～ 3 階）

熱線センサー 4, マグネット式ドアセンサー 11

講堂

熱線センサー 3, シャッターセンサー 1, マグネット式ドアセンサー 22

体育館

熱線センサー 1, マグネット式ドアセンサー 14

染織・漆工棟

熱線センサー 12, マグネット式ドアセンサー 9

陶芸棟

熱線センサー 6, マグネット式ドアセンサー 10

彫刻棟

熱線センサー 12, マグネット式ドアセンサー 4

アトリエ棟（1 階～ 4 階）

熱線センサー 9, マグネット式ドアセンサー 18

新研究棟（1 階～ 8 階, 立体工房, 陶磁器研究棟, 映像スタジオ棟含む）

熱線センサー 38, シャッターセンサー 5, マグネット式ドアセンサー 16

2 旧京都市立音楽高校

熱線センサー 9, マグネット式ドアセンサー(無線機) 1, カードリーダー 1,
ベル 1

第 8 [警報機の維持管理・保守]

乙は、警備業務実施のため、警備業務に供する機器の保守点検を行うこと。

また、警備機器については損害又は故障が生じた場合には、直ちに検出できるようにするとともに、警備業務の実施に支障のないよう、直ちに復旧させること。

第 9 [書類の提出]

乙は、契約締結後、速やかに警備業法第 19 条第 2 項の規定による当該契約内容を明らかにする書面を 2 部京都市立芸術大学事務局総務広報課に提出すること。

第 10 [契約終了の機器装置等の撤去]

契約終了後、不要となった警備業務用機械装置等については、乙の費用負担により撤

去すること。

第 1 1 [損害賠償]

- 1 この業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき場合はその限りではない。
- 2 乙の過失により甲に与えた損害の賠償限度額は、1 件につき 1 0 億円とする。

第 1 2 [委託料の支払い]

委託料は、1 箇月ごとに分割した委託料の 1 8 分の 1 を、1 箇月ごとに、当該期間の業務完了後に支払うものとする。端数調整が必要な場合は、最初の月で行う。その他の月は均等払いとする。

第 1 3 [一般事項]

- 1 乙は、甲が定める規則及び関係法令を遵守し、本仕様書に基づき業務を実施すること。
- 2 乙は、労働安全衛生法及び警備業法を厳守し、業務を実施すること。
- 3 乙は、業務実施中に知り得た事項について守秘する義務を負う。
- 4 乙は、業務を行う現場の責任者の氏名等を契約締結後速やかに甲に届け出ること。
- 5 乙は、業務の実施に必要な一切の経費を負担するものとする。
- 6 甲は、業務の実施のために必要な権限を乙に付与すること。
- 7 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第 1 4 [予算が減額された場合等の途中解約]

- 1 甲は、翌年度以降において本件警備業務委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 2 前条の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は甲が翌年度以降に支払いを予定していた本件警備業務委託料を請求することはできない。
- 3 乙は、第 1 条の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。